

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで
② 昭和46年3月
③ 昭和57年8月及び同年9月
④ 昭和58年5月から59年1月まで

申立期間①については、昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料を追納した領収書があるにもかかわらず、当該期間が申請免除期間となっていることに納得できない。また、平成4年に50円が還付されているとのことだが、受け取った記憶はない。

申立期間②については、国民年金保険料を納付して20年も経過してから、本来加入できない期間であったとして保険料を還付する処理が行われたことに納得できない。

申立期間③及び④については、平成3年9月から4年3月までの期間が納付済みの記録となっているが、私は、申立期間③及び④の申請免除承認期間の保険料を追納したはずである。現在の記録は、A市町村役場職員の不適切な対応によるものであり、平成3年9月から4年3月までの納付記録を取り消し、申立期間③及び④を追納した記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、平成3年11月6日にB共済組合の加入期間を統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、昭和46年11月25日に過年度保険料を納付した記録とされていたが、この記録統合によって、申立期間②は、本来国民年金に加入することができないB共済組合の期間との重複期間であることが判明したため、当該期間の保険料は

平成6年7月14日に還付されている。

しかしながら、行政側に本来納付できない申立期間②の国民年金保険料を領収したとする誤りがあり、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことが明らかである上、申立期間②のB共済組合の期間については、退職一時金が支給済みであり、B共済組合の被保険者でなかったものとみなされることも踏まえると、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間②の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は、「申立期間①を含む昭和38年2月、同年3月及び39年4月から41年3月までの期間の申請免除承認期間の保険料を追納したはずであるが、申立期間①が免除の記録のままとなっている。当時の領収書があるので、追納した期間として認めてほしい。」と主張しているところ、申立人から提出された領収書には、申立期間①を含む昭和38年2月、同年3月及び39年4月から41年3月までの期間(26月)が記載され、当該期間の保険料として3,400円を、48年2月17日に納付したことが確認できる。

しかしながら、上記の領収書に記載された期間の保険料を追納するためには、昭和38年2月、同年3月の月額保険料は100円(35歳未満の保険料額)、39年4月から41年3月までの月額保険料は150円(35歳以上の保険料額)であり、合計3,800円となるところ、35歳到達月を誤ったため、3,400円として記載されたものと推認される。

このため、申立人が納付した金額は、本来納付すべき国民年金保険料よりも400円不足した金額であり、社会保険事務所(当時)では、昭和38年2月、同年3月及び39年4月から40年12月までを納付済期間とし、特殊台帳及びA市町村の被保険者名簿から残額50円を41年1月に内入れとして処理されていることが確認できる。なお、内入処理された50円について還付の処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、申立人は、昭和48年2月17日に追納した後に不足額を追納しなければならないが、申立人は、当初に追納した保険料額が不足していたため申立期間①の保険料についてさらに追納する必要があったとの認識は無く、その後に追納したとの記憶も無い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③及び④については、申立人は、「平成3年9月から4年3月までの期間について納付済みの記録となっているが、申請免除承認期間である昭和57年8月、同年9月及び58年5月から59年1月までの期間の保

険料として追納したはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人が上記期間の保険料を追納した際の領収証書であるとして提出した領収書は、平成3年9月から4年3月までの高齢任意加入期間の保険料を納付したものであり、申立期間③及び④の保険料を追納したものではないことが確認できる。

また、申立人は、「高齢任意加入をした記憶はなく、A市町村役場が勝手に手続したものである。」と述べているところ、A市町村役場では、「本人の同意が無いまま高齢任意加入の手続をすることは無いと思われる。」と回答している。

さらに、申立人が提出したメモから、申立期間③及び④を含む昭和57年4月から60歳に到達する63年*月までの申請免除承認期間の保険料を追納した場合の65歳からの年金額、及び6か月間の高齢任意加入により保険料を納付した場合の65歳からの年金額が記載されていることを踏まえると、申立人は、A市町村役場において高齢任意加入に係る説明を受けていたことがうかがえる。

加えて、平成3年12月24日に、平成3年10月分の保険料と昭和57年4月及び5月の2か月分の追納保険料を同時に納付していることが確認できるところ、高齢任意加入期間である平成3年度の月額保険料は9,000円であるのに対し、追納保険料の月額は5,220円であり、また、納付書の形状も違うことを踏まえると、申立人が、追納保険料と高齢任意加入分の保険料の違いについて気づかなかったとは考え難い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月
② 平成 18 年 7 月
③ 平成 18 年 12 月
④ 平成 19 年 7 月

株式会社Aから支給された、申立期間①の賞与の記録が無いとのお知らせを年金事務所からもらったところ、申立期間②から④までの期間に支給された賞与の記録も無い。同社からの賞与は、一回だけではなく、毎年夏と冬に支給されていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①から④までについて、株式会社Aから賞与が支給されていた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間の賞与明細書を所持していない上、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表取締役及び会社代理人である法律事務所は、「当時の資料は無く、事業所として申立てどおりの賞与の支給及び届出を行ったかは不明である。」と回答していることから、申立人に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「給与及び賞与は、口座振込みだったので、現金で受け取ったことはなかったと思う。」と述べているところ、申立人の銀行口座の預金取引明細証明書から、申立期間①、②及び④については、賞与の支給が無く、申立期間③については、平成 18 年 12 月 21 日に 2 万円が入金されていることが確認できる。

さらに、株式会社Aの元経理担当者は、「申立期間③に入金されている金

額には端数が無いことから、保険料控除はなかったと思われる。会社から一部の社員に対して、給与以外に2, 3万円が支給されることがあったが、保険料を控除すると手取りが減るので控除せずに支給していたと聞いている。」と証言している。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。